

第5章

情報システムの拡充に向けた取組

本章では、特許庁の業務を支える情報システムの拡充に向けた取組について、現在までの取組や、今後のシステム開発、及び、情報システムを通じた国際的取組について紹介する。

1 特許庁の情報システムの拡充に向けた取組

本節では、ペーパーレス計画を始めとして、これまでに達成してきた情報システムの拡充に関する取組を紹介する。また、今後の特許庁システム開発についての方針を紹介する。

(I) 特許庁システムの紹介

特許庁は、1984年、世界に先駆けて、特許行政全般の総合的コンピュータ化、データベース化を図る「ペーパーレス計画」を策定し、1990年の世界初¹の電子出願システムの導入を始めとして、様々な業務にITを活用したシステムを導入してきた。

① 電子出願システム

特許庁は1990年12月に特許・実用新案関連手続のための電子出願システムを導入し、それ以降、電子出願の対象拡大、新しい通信技術の導入等、様々な取組を行ってきた。特許庁では、これまでの取組が実を結び、2014年において特許・実用新案は98.3%、意匠は93.2%、商標は84.5%、査定系審判は99.5%、PCT国内段階は99.9%、PCT国際出願は96.8%の高い電子出願率を実現するとともに、インターネットを利用した電子出願の受付を開始した2005年10月以来、24時間365日（メンテナンス時間を除く）²電子出願の受付を継続している。

② 事務システム

事務システムは、大きく分けて、特許、実用新案、意匠、商標の出願から公報発行まで

の庁内事務処理を対象とする包袋事務処理システムと、実体審査を行う際の審査周辺システムに分けられる。

包袋事務処理システムは、オンラインにより申請データ・受領書等を授受する受付システム、自動方式チェックと目視による方式審査等を行うための方式審査システム、申請データ等を格納管理する記録原本管理システム等からなるシステムである。包袋事務処理システムのうち特許・実用新案は、前述の電子出願システムと同時（1990年）に、意匠・商標は、2000年に稼働を開始した。

審査周辺システムは、審査対象案件の管理、起案・決裁処理、審査補助等の審査官業務を支援するシステムであり、特許・実用新案については1993年に、意匠、商標については包袋事務処理システムと同時（2000年）に稼働を開始した。

③ 検索システム

特許庁における特許・意匠・商標の実体審査業務に際し、公報などの検索業務が必要となる。

特許においては、公報等の審査資料に技術的特徴に応じて付与した分類であるFターム及びFI³やフリーワード等の検索キー、出

1. KIPOは1999年、EPO及びUSPTOは2000年に電子出願を導入。

2. 2015年3月以降、受付システムの二重化により、定期メンテナンス時間帯においてもオンライン出願ができるようになった。第2部第5章1.(2)④参照

3. File Indexの略。IPCを基礎として細展開された日本国特許庁独自の分類。

願人、発明者、発明の名称、さらには、フルテキストにより検索できる特実検索システムを利用している。

また、意匠では、意匠分類を複数の観点により細分化した分類であるDタームにより検索を行う意匠検索システム、商標においては、称呼検索システム、図形商標審査システム¹、周知・著名商標データベースの構築及び同検索システム等を利用している。

(2) 特許庁のシステム開発

① 特許庁業務・システム最適化計画

特許庁は、2013年3月に策定した、特許庁の情報システムの開発計画である「特許庁業務・システム最適化計画」（2013年度から2022年度までの計画）（以下、「最適化計画」という。）に沿ってシステム開発を進めている。

最適化計画は、以下の4つの目標を掲げ、その達成を目指すこととしている。

(i) グローバルな環境変化に柔軟かつ機動的に対応しつつ、世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤を整備する。

(ii) 発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの促進に向け、情報発信力を強化するとともに、ユーザーの利便性を向上する。

(iii) 強靱な情報セキュリティ及び事業継続能力を確保するため、安全性・信頼性の高い

システム及び運用体制を構築する。

(iv) 行政運営の簡素化・効率化・合理化及び質の向上を進めるため、業務及び制度の見直しを図りつつ、システム構造の抜本の見直しを進め、システム経費を節減する。

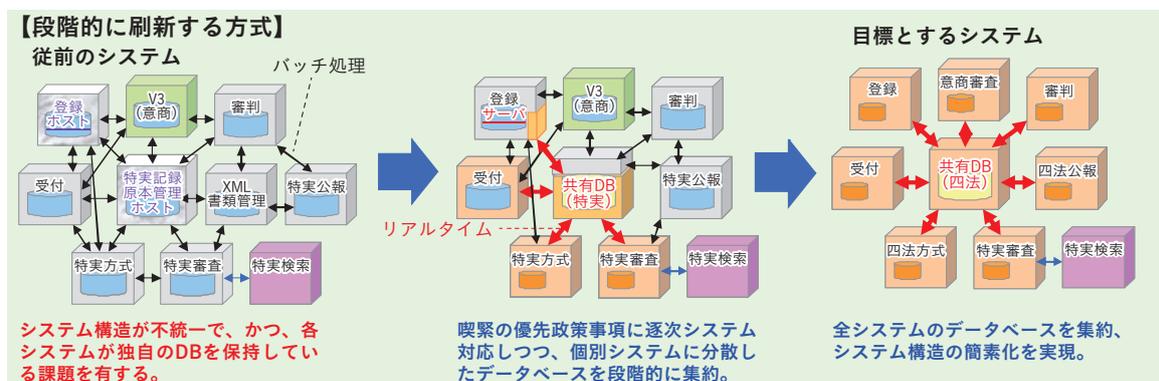
上記目標を実現するために、最適化計画においては、システムを一括して刷新する方式に替えて、「段階的に刷新する方式」²を採用することとしている。これにより、昨今、知的財産をめぐる環境が大きくかつ急速に変化し、中国等諸外国の技術文献への対応など、優先して取り組むべき新たな喫緊の政策事項を逐次システム対応することにより実現しつつ、同時並行的に、業務処理の迅速化、システム運営経費の節減等に向けたシステム構造の簡素化を進めることを可能とした。

② 最適化計画における特許庁システムの刷新工程

最適化計画では、具体的な刷新の工程について、特許庁システムの規模・複雑性に鑑みて、全体工程（10年程度を要する見込み）を、おおむね前半5年（第Ⅰ期）と後半5年（第Ⅱ期）に大別している。

第Ⅰ期においては、受付システムの二重化、中国・韓国語の特許・実用新案文献に対応した機械翻訳・検索システムの構築、新たな意匠・商標制度等の制度改正対応、提供対象データの一元管理と充実化、国際特許出願の電子

2-5-1 図 段階的刷新の概念図



1. 文字列検索、分類（図形ターム、2004年4月よりウィーン図形分類）及び類似群コード等により検索を行う。
 2. 「技術検証報告書」（2012年1月）において提言された、喫緊の優先政策事項に逐次システム対応しつつ、個別システムに分散したデータベースを段階的に統合しシステム構造の簡素化を実現する方式。

処理拡大、一部業務のリアルタイム化など、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項につき逐次システム対応を進める。あわせて、特許庁システムに占める規模等の比率が高く、処理迅速化、改修効率化、経費節減等の効果が大きい特許・実用新案に係る中核的な業務につき、他に先行してシステム構造の簡素化及びそれを通じた庁外情報提供サービスの迅速化の実現を図る。加えて、旧式（レガシー）システムからの脱却を進め、システム運用経費の節減を図る。

第Ⅱ期においては、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項について、引き続き逐次システム対応を進めつつ、特許・実用新案に加え、意匠、商標及び国際出願に係る業務を含めた全ての業務につき、システム構造の簡素化・庁外情報提供サービスの迅速化の実現を図る。

③最適化計画の実施における取組

最適化計画の実施に当たっては、特許庁長官、特許庁情報化統括責任者（CIO）である特許技監を中核とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネジメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能としている。また、上記②で述べたとおり、最適化計画においては「段階的に刷新する方式」を採用しており、複数のシステム開発が同時並行的に実施されるため、「特許庁PMO（Program Management Office）」を設置して、それら全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施している。

各システム開発を担当する事業者の調達に当たっては、技術力の高い事業者を選定すべく、入札手続において、プロジェクト遂行能力に対する審査を重点的に行うとともに、プロジェクトマネージャに対する技術審査前のヒアリングを導入する等の取組を行っている。

上記の取組に加えて、現行業務全体を網羅的に文書化する作業を通じた業務等についての徹底的な分析、技術検証委員会等による監

査・助言といった外部監査体制の確立による客観性の確保といった取組を行うことにより、最適化計画に基づいたシステム開発を着実に実施していく。

④最適化計画に沿った主なシステム開発の進捗状況

2015年4月現在、最適化計画に沿った主なシステム開発の進捗状況は以下のとおりである。

a. 受付システムの二重化

「特許庁業務・システム最適化計画」の最初のシステム開発として、2014年10月に「受付バックアップセンター」を稼動した。受付バックアップセンターを特許庁と同時被災しない遠隔地に構築することにより、大規模災害やシステム障害の発生により特許庁庁舎の受付システムが利用不可となった場合でも、オンライン出願等の手続及び出願日の確保が可能となった。さらに、2015年3月に受付バックアップセンターの機能を拡充し、定期メンテナンス時間帯においてもオンライン出願ができるようになり、24時間365日¹の出願が可能となった。

b. 中国・韓国語の特許・実用新案文献に対応した機械翻訳・検索システムの構築

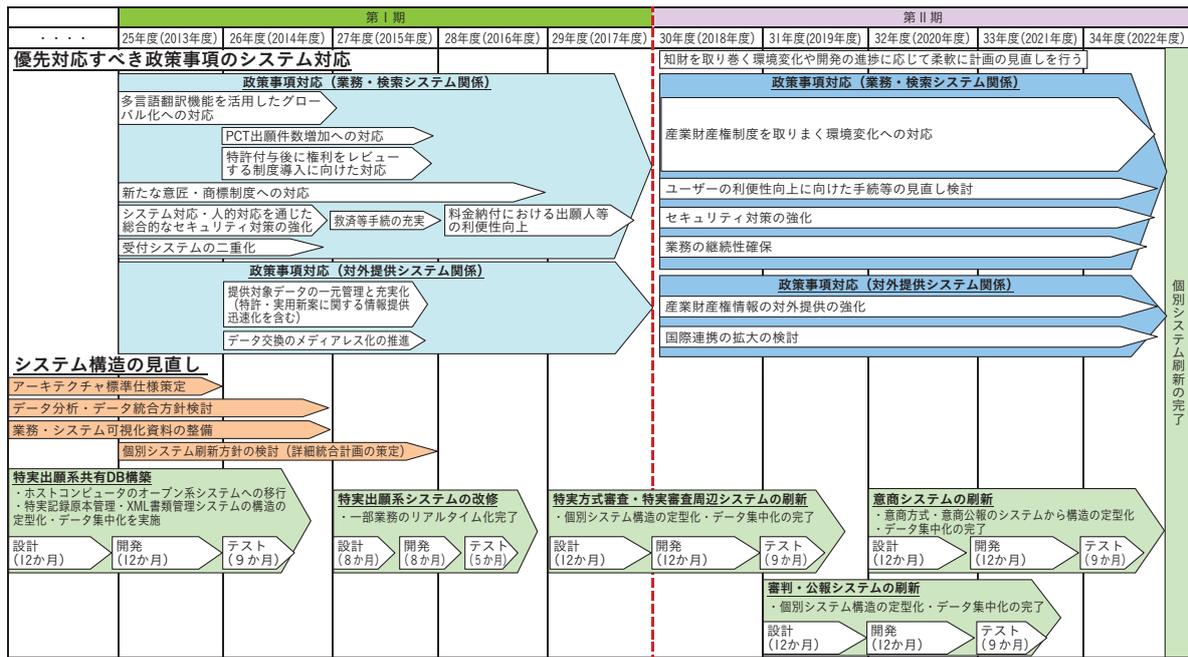
中国・韓国語の特許・実用新案文献の検索環境を整備するため、2015年1月に、中国・韓国語の特許・実用新案文献の全文を日本語で検索できる「中韓文献翻訳・検索システム」をリリースした。

c. 旧式（レガシー）システムからの脱却

2015年1月に、現存する2つのホストコンピュータをオープン系システム（サーバ）に移行し、いわゆる旧式（レガシー）システムから完全に脱却した。これにより、データベースの共有化を進めるとともに、システムの保守性を高めシステム運用経費の削減を

1. ただし、毎週日曜日の午前0時00分から数分間及び午前8時45分から午前9時00分の時間帯は一時停止。

2-5-2 図 特許庁業務・システム最適化計画工程表



図った。

- d. 新たな意匠・商標制度等の制度改正対応、特許付与後に権利をレビューする制度導入に向けた対応

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」への加入、商標法の改正(色彩や音といった商標について、商標法の保護対象に追加)、特許異議の申立制度の

創設に伴うシステム対応を新制度の開始に合わせて行った。

また、今後のシステム開発に向け、特許庁の現行業務全体を網羅的に文書化した「業務可視化資料」の作成を、2014年12月に終えた。本資料を用いることで、開発の具体的内容をより効率的かつ精緻に検討することを可能とした。

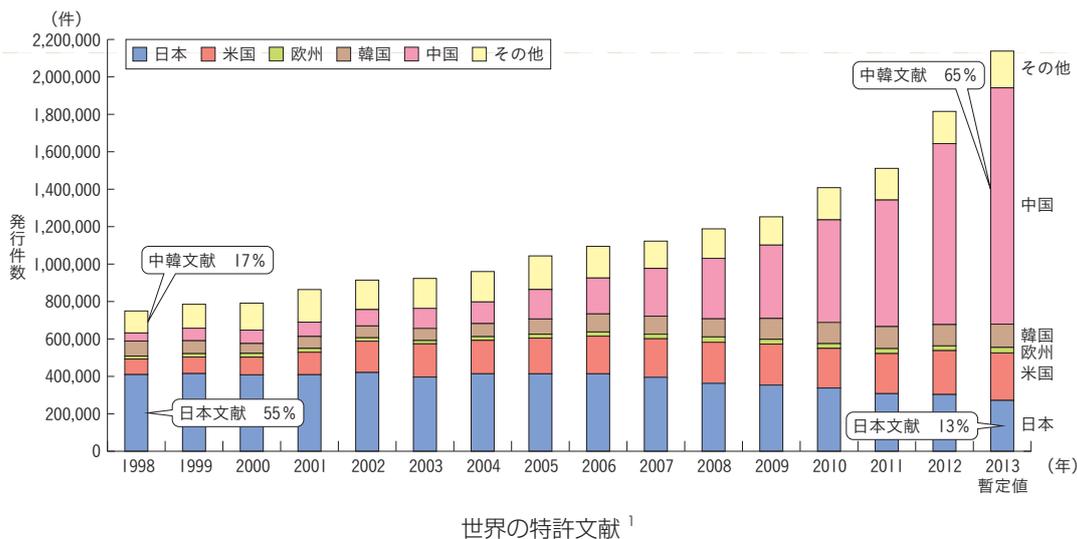
Column 16

中韓文献翻訳・検索システム

我が国特許庁は、中国・韓国語の特許・実用新案文献の検索の利便性を向上させるために、2015年1月に、中国・韓国語の特許・実用新案文献を日本語で検索可能なシステムである「中韓文献翻訳・検索システム」のサービスを開始しました。本システムはインターネットを介して、審査官のみならず、一般の方にも無料で提供していますので是非ご利用ください。

1. 背景

近年、世界の特許文献において、日本語以外の言語で記載された外国特許文献の割合が増加しています。中国・韓国語でしか読むことのできない特許文献が、世界の特許文献の65%を占めるに至っている今日において、我が国企業のグローバルな事業展開や研究開発を推進するため、これらの特許文献を検索できる環境の整備が求められています。



2. 中韓文献翻訳・検索システムの概要

このような状況に対応するため、我が国特許庁は、中国・韓国語の特許・実用新案文献の検索環境の整備を最優先で進め、「中韓文献翻訳・検索システム」のサービスを開始しました。本システムの主な特徴は以下のとおりです。

- ・中国・韓国語の特許・実用新案文献を日本語に機械翻訳したものが蓄積されており、日本語でこれらの文献の全文を検索することが可能。
- ・検索の対象となる文献は、2003年以降に公開された中国特許出願公開公報、中国特許公報、中国実用新案登録公報、韓国特許出願公開公報、韓国特許公報、韓国実用新案公開公報、韓国実用新案登録公報。

1. 世界で発行された特許文献(実用新案含む)を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国(英語)、欧州(英語、仏語、独語)、韓国(韓国語)、中国(中国語)の順で該当する国・地域(言語)の特許文献としてカウント。2013年の発行件数は暫定値。

- ・2015年3月末時点で約1200万件の中国・韓国語の特許・実用新案文献が検索可能となっており、今後も順次文献数は増加していく予定。
- ・日本語への機械翻訳が困難な中国語については、実際の中国と日本の特許文献から専門用語を抽出して作成した辞書を使用して機械翻訳を行っており、高品質な機械翻訳を実現。また、利用者から誤訳報告を受け付けて、辞書の改善に反映。

3. 中韓文献翻訳・検索システムの機能

(1) 公報テキスト検索

中韓文献翻訳・検索システムは、検索項目（要約、発明の名称、公報全文等）を選択し、検索キーワードを入力するだけで検索式を作成できるので、特許検索に不慣れな方でも比較的簡単に検索を行うことができます。

さらに、指定した検索キーワードを含まない文献を検索する「NOT 検索機能」、検索キーワード同士が、指定した文字数以内に近接して出現する文献を検索することができる「近傍検索機能」などの高度なテキスト検索機能もご利用いただけます。

特許庁 中韓文献 翻訳・検索システム サービスヘルプデスク 受付時間：9:00～18:00 TEL：0120-008525

検索可能範囲 ヘルプ メニューに戻る

公報テキスト検索

発行国: 中国 韓国 発行種別: 特許 実用 文献種別: 公報 登録 公知日: ~ 出願日: ~

フリー検索条件

項目内検索	項目内検索	検索項目	検索キーワード	項目内検索
<input checked="" type="checkbox"/>	1	要約+請求の範囲	ネットワーク	OR
<input checked="" type="checkbox"/>	2	AND 公報全文(書誌を除く)	無線LAN ナビゲーション	AND
<input checked="" type="checkbox"/>	3	AND 国際特許分類		OR
<input checked="" type="checkbox"/>	4	AND 出願人/権利者		OR

NOT検索条件

項目内検索	項目内検索	検索項目	検索キーワード	項目内検索
<input checked="" type="checkbox"/>	1	要約+請求の範囲		OR
<input checked="" type="checkbox"/>	2	AND 公報全文(書誌を除く)		OR
<input checked="" type="checkbox"/>	3	AND 国際特許分類		OR
<input checked="" type="checkbox"/>	4	AND 出願人/権利者		OR

項目内検索: AND 検索条件: 近傍検索 未設定 設定 拡張NOT検索 未設定 設定 検索結果集約式 1

検索結果一覧

項目内検索	項目内検索	検索項目	検索キーワード	項目内検索
<input checked="" type="checkbox"/>	AND	検索結果集約式	1	

検索結果

項目内検索	ヒット件数		発行種別	文献種別	公知日		出願日		フリー検索条件	NOT検索条件
	中国	韓国			From	To	From	To		
1	283	410	特許	公報	-	-	-	-	要約+請求の範囲: ネットワーク 公報全文(書誌を除く): 無線LAN ナビゲーション	

Copyright © Japan Patent Office. フライシーボリン

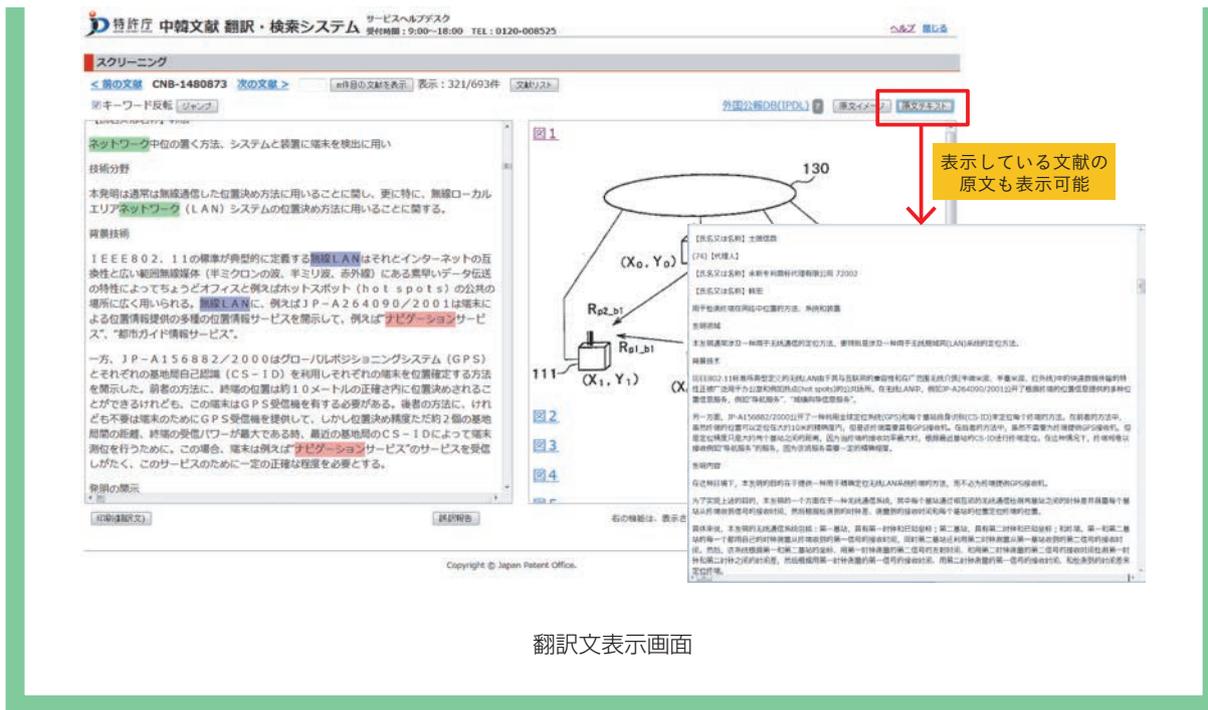
検索画面

(2) 公報番号索引照会

個別に文献番号を入力して番号照会を行い、発行国、発明の名称や出願人名等を一覧表示することができます。

(3) 翻訳文表示

翻訳文表示画面で、上記公報テキスト検索及び公報番号索引照会の結果得られた文献の内容を表示します。機械翻訳文の表示では、検索式で指定したキーワードがハイライトされます。さらに、「原文テキスト」ボタンを押下することで表示している文献の原文を別画面で表示することも可能です。



翻訳文表示画面

2 グローバルなIT化に向けた取組

世界的に急増する出願に対応しつつ、業務の更なる効率化を図るべく、各国特許庁は、出願・審査関連書類の電子的管理や審査業務をサポートする情報システム基盤の強化を推進している。

本節では、我が国特許庁が海外特許庁と共に行っている情報技術（IT）を活用した様々な国際的協力と、日米欧中韓五大特許庁（以下、「五庁」という。）で近年取組を進めている「グローバル・ドシエ」について紹介する。

(1) 優先権書類の電子的交換

出願人が複数の国に特許等の出願をする際の、優先権書類の提出に関する手続負担を軽減するべく、我が国特許庁は、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、韓国特許庁（KIPO）及び台湾智慧財産局（TIPO）と二庁間で優先権書類を電子的に交換（二庁間 PDX）し、出願人の優先権書類の提出義務を免除してきたが、このような二庁間 PDX の枠組みでは、対象庁が増加するにつれ特許庁間のネットワーク整備や各庁の運用負担が増大する問題があった。

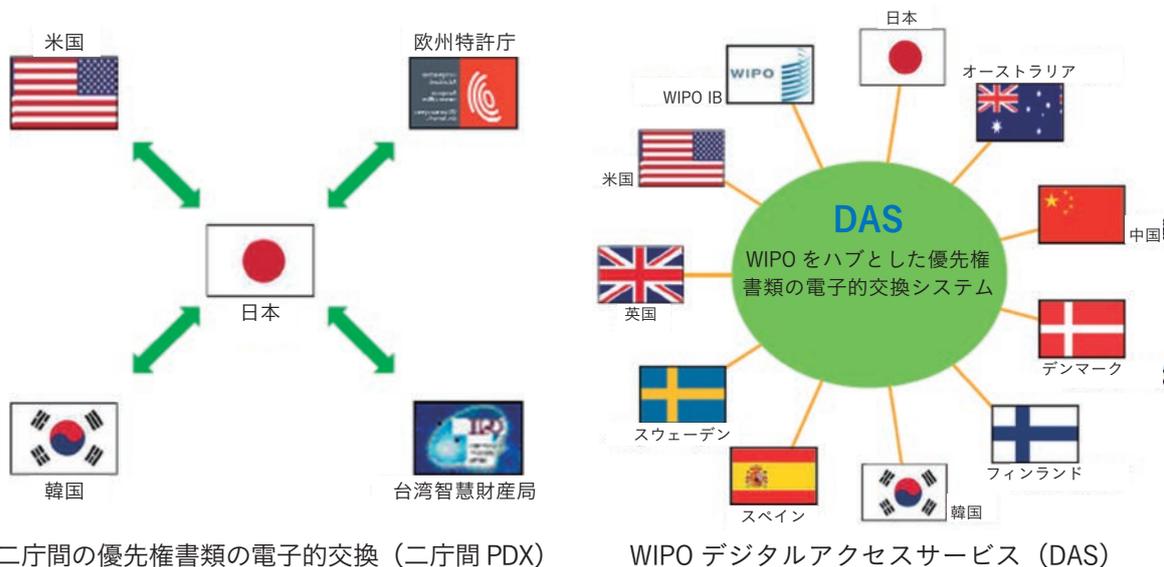
このような二庁間 PDX の問題点を解消するために、世界的知的所有権機関（WIPO）をハブとして、複数の特許庁間で優先権書類を電子的に交換する「デジタルアクセスサービス（DAS）」が2009年4月から開始されている。また、DAS の利便性を更に向上させるべく、DAS 利用者の手続を大幅に簡素化

した新しい手続方法を2013年に我が国特許庁は導入している。2014年12月には、WIPO の DAS ウェブサイト（DAS Applicant Portal）がリニューアルされ、優先権番号（優先権主張の基礎となる出願番号）、優先日（出願日）、アクセスコード等を登録することにより、登録した番号の優先権証明書の交換状況等を出願人が確認可能となった。今後も、DAS 参加国の増加、更なるサービスの改善が期待されており、我が国特許庁として二庁間 PDX を DAS に移行するべく取組を推進していく。

(2) グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」とは、各国特許庁のシステムを連携させることによって仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が有する出願・審査関連情報（ドシエ情報）の一般ユーザーとの共有やITを活用した新たな

2-5-3 図 二庁間の優先権書類の電子的交換(二庁間 PDX)と WIPO デジタルアクセスサービス(DAS)



サービスの実現を目指す構想である。

グローバル・ドシエは、2012年6月の五庁長官会合にて、我が国特許庁と米国特許商標庁（USPTO）が共同提案したものであり、五庁とその産業界が協同してグローバル・ドシエ・タスクフォースを構成し、取組を推進している。

①出願・審査関連情報（ドシエ情報）の参照システム

近年のビジネス活動のグローバル化に伴い知的財産活動もグローバル化し、世界の国・地域に同一発明の出願が複数されている。各国・地域において同一発明の重複審査、重複サーチが行われる非効率性を解消するべく、各国特許庁の出願・審査関連情報（ドシエ情報）を各国審査官が相互参照可能とするシステム整備が必要とされてきた。

我が国特許庁は、2004年からインターネットを利用した「高度産業財産ネットワーク（AIPN）¹」により、機械翻訳した我が国のドシエ情報の海外特許庁への提供を開始し、2006年には日米欧三極特許庁で相互にドシエ情報を参照できるシステムを構築した。さらに、2008年に、五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービス「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を五庁に提唱した。これ以降、我が国特許庁が五庁の中で主導的役割を担いOPDプロジェクトを進展させ、2013年7月に五庁審査官を対象とするOPDサービスを開始した。

さらに、我が国特許庁は、ドシエ情報の参照システムを世界に拡大し、グローバルなワークシェアリングを実現するべく、我が国のOPDと世界知的所有権機関（WIPO）が開発したドシエ情報相互参照システムWIPO-CASE（Centralized Access to Search and Examination）とを2014年3月に接続した。その後、我が国特許庁は、2014年4月からオーストラリア知的財産庁と、2014

年5月から英国知的財産庁と、2014年9月からカナダ知的財産庁と、2014年12月からイスラエル特許庁とドシエ情報の相互参照を順次開始している。また、自庁のドシエ情報を他庁へ提供するITシステムが未整備な特許庁においても、我が国のドシエ情報が有効に活用され、我が国出願人が我が国と同等の質の高い権利を海外で取得できるよう支援するために、2014年10月からマレーシア知的財産公社に、2015年1月からフィリピン知的財産庁に、2015年2月からインドネシア知的財産権総局に、我が国のドシエ情報をWIPO-CASEを介して提供している。今後、他の五庁のOPDとWIPO-CASEとの接続やWIPO-CASEへ参加する特許庁の増加等によって、ドシエ情報の相互参照ネットワークのグローバルな拡大を目指している。

②出願・審査関連情報（ドシエ情報）の一般ユーザー提供

五庁では、審査官用が開発された「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」サービスをさらに拡充し、世界中の一般ユーザーが同様にサービスの提供を受けることができるよう協力を進めてきた。我が国のドシエ情報は、2015年3月以降、順次、五庁の各ホームページから、他庁のドシエ情報と合わせて一般ユーザーに一括提供されている。

③グローバル・ドシエ：短期的優先五項目

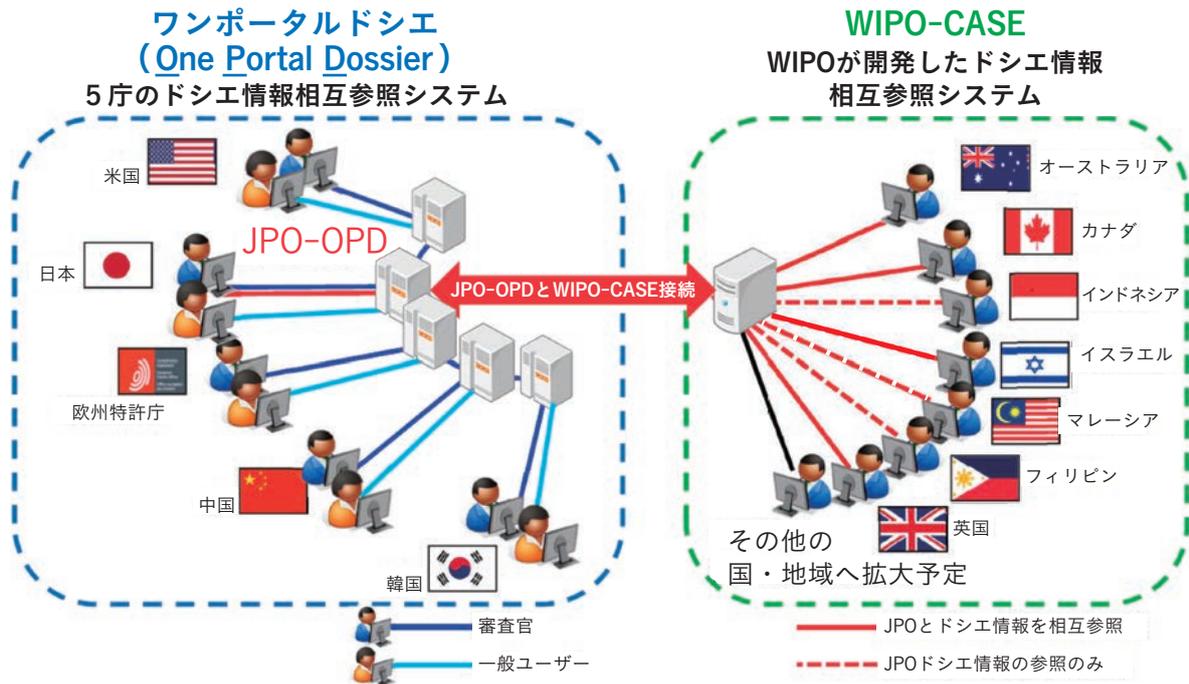
2015年1月に開催されたグローバル・ドシエ・タスクフォース会合では、五庁にてグローバル・ドシエとして短期的優先五項目に取り組むことが産業界から要請された。この要請を踏まえ、五庁は、短期的優先五項目の実現に向けて、サービス実現の手段や課題等について検討を進めている。

短期的優先五項目

- a. リーガルステータス：五庁に出願された一連の出願について、その法的な状態

1. 第3部第2章3. (5) 参照

2-5-4 図 出願・審査関連情報（ドシエ情報）の特許庁間での相互参照と一般ユーザーへの提供



- (リーガルステータス)を提供するもの
- b. アラート機能：五庁に出願された一連の出願に関して、出願・審査関連情報に変更があったことを知らせるもの（アラートサービス）
 - c. 出願書類や手続書類等のXML¹化：五庁の出願書類（明細書等）や手続書類等をXMLで提供するもの
 - d. 特許庁間での書類交換に関する実証実験（Proof of Concept）：出願人が、五庁のある庁へ行った手続が、他の五庁においても有効な手続として自動的に処理されるサービスの実証実験を行うもの
 - e. 出願人名称の統一：出願人名称による特許情報検索の精度向上等を目指し、同一出願人であるにもかかわらず出願によって異なる出願人名称を統一するもの

(3) 共通文献プロジェクト

特許等の審査においては、現在、新規性判断の基準として主要国のほぼ全てにおいていわゆる「世界公知」が採用されているため、自国のみならず世界中の文献を調査対象とす

る必要がある。これを可能とするためには、審査協力を推進するとともに、世界の各国特許庁が保有する文献データ範囲を統一し、国際的なワークシェアリングに資する検索環境の高度化を目指す必要がある。そこで、五庁において検討を重ね、2008年、各国特許庁審査官が同一の文献データ範囲にアクセスできるようにサーチデータベース環境を整備する「共通文献プロジェクト」が提案され、2009年にはプロジェクトの柱として、共通文献セットの目録（オーソリティ・ファイル）の作成、CD等の記録媒体を用いない形態での各国特許庁間のデータ交換（データ交換のメディアレス化）等を検討していくことが五庁で合意された。2013年2月には、五庁がオーソリティ・ファイルの作成を完了し、当該ファイルは各庁で保有する文献データの検証に用いられるだけでなく、2014年6月から五庁のウェブサイト一般公開されている。2013年3月には、我が国特許庁においてインターネットを通じたメディアレスデータ交換の第一歩としてFTPサーバを設置し、各国特許庁とのデータ交換を開始し、従来の

1. eXtensible Markup Language：データを構造化するためのコンピュータ言語。

記録媒体に起因するデータエラーをなくすとともに、文献データを交換するためのコストを削減している。

(4)新興国へのIT関連の支援¹

アジア諸国を始めとする新興国においては、成長市場、製造拠点としての重要性が高まっている。我が国企業が新興国で円滑なビジネスを展開する上で、模倣品・海賊版問題

などのこれらの諸国が抱える知的財産権問題に対する改善を要請するだけでなく、より効率的な知的財産保護のためのITインフラ整備を支援している。2014年度は、我が国特許庁のIT専門家のASEAN等の新興国への派遣や、我が国特許庁のIT専門家による新興国の特許庁職員への研修等を通じ、我が国特許庁のIT開発等の知見や経験を共有し、新興国へのIT関連の支援を実施している。

1. 第3部第2章3. 参照

Column 17

WIPO が提供しているドシエ情報相互参照システム「WIPO-CASE」

各国特許庁における審査の結果や先行技術文献調査の結果を含む出願・審査関連情報（ドシエ情報）を、特許庁間で相互利用することは、複数国に出願された一連の特許出願に対して各国で重複した特許審査や先行技術文献調査等が行われることを防ぎ、各国特許庁が世界的に急増する出願に対応しつつ、業務の更なる効率化を図るために、重要であるといえます。

我が国特許庁は、日米欧中韓の五大特許庁（五庁）の枠組みにおいて、複数国に出願された一連の特許出願に関するドシエ情報を一括して取得し、見やすく表示するドシエ情報相互参照システム「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」の開発プロジェクトを主導し、2013年7月に稼働させていますが、世界には五庁とは異なる枠組みで開発されたドシエ情報相互参照システムが存在します。その一つが、世界知的所有権機関（WIPO）がオーストラリア、カナダ、英国の特許庁の協力の下で開発したドシエ情報相互参照システム「WIPO-CASE（Centralized Access to Search and Examination）」です（図1）。

WIPO-CASE へは2015年3月末時点で15か国の特許庁が参加しており（表1）、そのうち6か国の特許庁が、自国のドシエ情報を他のWIPO-CASE参加庁に提供し、かつ、WIPO-CASEに参加する他国のドシエ情報を参照しています。他の9か国は、2015年3月末時点では、自国のドシエ情報を提供していないものの、他国のドシエ情報の参照を行っています。

OPDとWIPO-CASEは、もともと独立に開発されたドシエ情報相互参照システムですが、我が国特許庁は、OPDとWIPO-CASEとを連携させることで、ドシエ情報を相互参照するネットワークを拡大しグローバルなネットワークが実現できると考え、両者を接続する「連携システム」の開発を進め、ついに2014年3月に連携システムが確立しました（図2）。我が国特許庁は、2014年4月からオーストラリア知的財産庁と、同年5月から英国知的財産庁と、同年9月からカナダ知的財産庁と、同年12月からイスラエル特許庁とドシエ情報の相互参照を可能としました。また、2014年10月からマレーシア知的財産公社へ我が国ドシエ情報の提供を開始したのを皮切りに、2015年1月からフィリピン知的財産庁、2015年2月からインドネシア知的財産権総局にも我が国のドシエ情報を提供しています。

2015年3月末現在、五庁のうち、我が国特許庁のみが連携システムに参加していますが、今後も我が国特許庁は、他の五庁に連携システムへの参加を促すとともに、WIPO-CASEへの新規参加特許庁をさらに増やすことで、グローバルなドシエ情報相互参照システムの構築を目指していきます。

表1 WIPO-CASEに参加している特許庁（2015年3月末時点）

WIPO-CASE 参加国	ドシエ情報を参照中	ドシエ情報を提供中	JPO-OPDとの連携システムに参加
オーストラリア	○	○	○
ブルネイ	○	○	
カナダ	○	○	○
中国	○	○	
インド	○	×	
インドネシア	○	×	○（参照のみ）
イスラエル	○	○	○
ラオス	○	×	
マレーシア	○	×	○（参照のみ）
モンゴル	○	×	
ニュージーランド	○	×	
フィリピン	○	×	○（参照のみ）
シンガポール	○	×	
英国	○	○	○
ベトナム	○	×	

（出展）WIPO ホームページ等を基に特許庁作成

図1 WIPO-CASE のユーザーインターフェース



図2 WIPO-CASE と連携システムの概要

